

%)、希望者数では、33.5% (各種学校を含めれば、44.1%) が就職するものと考えられるが、これらの4割をこえる生徒たちに与えるべき適切な職業教育については、今後の改善にまつところが多い。

### (3) 選択科目の設定

教育課程の弾力化を図るために、多くの選択科目を設定することは、効果的であるが、すでに述べたように、本県においては、普通科58校中11校に設けられているだけで、その単位数も、3年次において、週当たり34時間中10時間をこえるのは、わずかに3校である。

類型を設定して、生徒の多様化に応じているけれど(58校中34校)、さらに、選択科目まで設けることは、現在の施設設備や教員組織では困難である。

教育諸条件の制約は、行政面からの施策がなければ改善されないが、教育課程の編成、指導計画作成の中で、できるかぎり、選択科目数、単位数を増加していくのが、今後の課題であろう。

### (4) 単位制

各教科・科目の標準単位数は、履修することがたてまえであって、履修することと修得することは区別されている。これは、多様な生徒の能力に応じて、弾力的に指導することの可能性を示すものであり、卒業に必要な条件も、85単位の修得とされているのは、このゆえであろう。

しかし、各学校では、教育課程に示された単位計画表にしたがって履修した、すべての単位を履修することを、卒業の条件としているのが現状であり、事務処理の繁雑さとか、生徒指導上の問題などから、弾力的な運用を図られていない。

単位の修得の条件として、各教科・科目を履修し、その成果が、教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合とされているが、各教科・科目において、単位認定に当たって、目標からみて満足できる成果とは何かについて、具体的な共通の認識が

あるのかどうかうたがわしい。

ペーパーテストによって、30点あるいは35点未満を、単位修得の下限とする内規を定めている学校が多いが、ペーパーテストそのものに、評価の面からみて、多くの問題があるにもかかわらず、機械的にペーパーテストの得点と、出席時数で、単位の修得を認定している場合が多い。

単位の認定は、1箇学年の中でなされるべきであるのに、単位未修得の場合に、次の学年にもちこし、再試験を課するの、本来の趣旨を逸脱しているというべきであろう。

高等学校の教育内容について、各方面で論議がなされているが、多様な能力・適性をもつ生徒の指導が困難なことは認めるとしても、公教育の一環として、一定の水準を維持することは必要であり、単位の修得の認定は、この点から再検討されるべきである。

### (5) 進級、卒業の認定

本県では、現在、単位の認定について、履修科目はすべて修得することを原則とし、学年制をとっているために、各学年ごとに、修得した科目の単位をすべて修得できない場合に、進級させるか、あるいは原級留置とするかが問題となる。

内規によって、原級留置とする条件として、単位未修得の科目数や単位数を定めているが、仮に進級した場合には、未修得科目について、単にテストをくり返すだけで追加認定することになり、また、原級留置とした場合には、すでに修得した科目を再履修する不合理が生ずる。

本来、学年制と単位制には、両立しない要素があり、進級や卒業の認定が、事務的処理を簡略化するために、安易に行われるならば、高等学校教育は、その内容を失い、形骸化してしまうであろう。

進級や卒業に当たって、履修時数や、在学年数がおもな条件となり、学習内容の定着、すなわち、学力の判定があいまいになっては、教育課程を弾力的に編成するという真意が、生かされていないことに